

1. はじめに

滋賀県では飼育動物診療施設（以下、診療施設）は令和7年12月末時点で173施設届出されている。家畜保健衛生所では県内の診療施設に対し、診療施設の開設時および開設後5年毎を基本に、獣医師法および獣医療法に基づく立入検査を行っている。診療施設開設時には、施設の構造設備が獣医療法に定められた基準を満たしているかの確認や、医薬品の管理、エックス線装置に関連する放射線防護等の獣医師法および獣医療法上で定められた、獣医師、診療施設の開設者および管理者が遵守すべき事項について現地で確認を行っている。開設後は5年に一回を目安に診療施設に定期立入を行い、前述の項目について実施状況確認を行うとともに必要な指導を行っている。

2. 指導状況の集計方法

令和6年4月から令和7年12月までの期間に立入検査を実施した42施設における指導内容を項目別に集計した。なお、診療施設開設時の立入検査の時点では、診療施設内に医薬品が置かれていないことや、帳簿等の記載がされていないことがあるため、開設時の立入検査は集計から除いた。劇薬と向精神薬の保管状況に関する指導件数については、立入検査時点における当該薬品の所有の有無に関わらず指導を行うため、対象医薬品を保有していない施設も含めて集計した。また、エックス線装置に関する指導件数については、エックス線装置を所有する施設のみを対象に集計した。

3. 指導状況の集計結果

指導状況の集計結果を表1に示した。指導が多かった項目は、劇薬の保管（45.2%）、放射線障害の発生の恐れのある場所の放射線量の測定・記録保管（30.0%）、エックス線装置の使用時間の記録保管（20.0%）、エックス線装置の定期検査の実施・記録保管（26.7%）、個人被ばく線量の測定・記録保管（20.0%）であった。診療施設で確認された具体的な不適切事例として、劇薬と向精神薬の保管に関しては、利便性が悪い等の理由で劇薬と一般薬等を混置している事例や、劇薬と向精神薬が同一の保管庫で施錠保管されているなど劇薬と向精神薬の扱いを混同しているとみられる事例があった。また、放射線障害の発生の恐れがある場所の測定・記録については、放射線量の測定は行っているものの測定頻度の不足や獣医療法で定められている測定場所を測定していない事例があった。エックス線装置の使用時間の記録・保管については、エックス線装置の使用回数は記録していたが、時間単位で記録する必要があることを認識していない事例があった。エックス線装置の定期検査の実施・記録保管については、定期検査の実施が法律上の義務であることを認識していない事例があった。個人被ばく線量の測定・記録保管については、エックス線装置の使用頻度が少ない施設において、管理者が不要と判断して測定されていない事例があった。その他、届出の提出（11.9%）、向精神薬の保管（9.5%）についても一部の診療施設において不適切な事例があった。

4. チェックシートの作成

指導事項に関する診療施設管理者の理解を深めるために、今回の指導状況集計において指導が多かった項

目等について、施設管理者が自己チェックするための5枚の解説付きの自己チェックシートを作成した。

1枚目には獣医療法に基づく届出に関する内容を掲載した。「以下の場合には10日以内に届出」というチェック項目を設け、家畜保健衛生所への届出が必要な項目と届出方法を掲載した。本県ではスマートフォン等による電子申請も可能であり、チェックシートには申請フォームにアクセスできるQRコードも掲載した。

2枚目には医薬品に関する内容を掲載した。「劇薬または毒薬は他の医薬品と区別して保管している」、「毒薬は施錠された場所で保管している」および「向精神薬の保管方法、記録作成、廃棄、事故発生時の対応について理解している」をチェック項目として設けた。また、医薬品保管方法や記録等について医薬品の部類ごとにまとめた表も掲載した。

3枚目～5枚目には、エックス線装置に関する内容を掲載した。まず3枚目には、「以下の場合には、10日以内に家畜保健衛生所に届出」というチェック項目を設け、エックス線装置の更新や廃止の際の届出方法の解説を掲載した。また、「故障していなくても、3年に1回を目安に定期検査を行う」という項目とともに検査項目に関する記載と、「地震、火災、水害、盗難等によるX線装置の事故があったときは、関係機関等に報告し、その記録を残す」というチェック項目と事故発生時の対応について掲載した。4枚目には、チェック項目として「線量計を装着し、個人被ばく線量を測定」を設定した。併せて、身体の各部位の被ばく量の上限や個人線量計の装着部位についての解説図表を掲載した。5枚目には、放射線障害の発生の恐れのある場所の測定に関するチェック項目として「環境中の放射線量をモニタリング」を設定するとともに、放射線量測定が必要な場所や測定頻度、場所ごとの放射線量の上限に関する解説を掲載した。また、「エックス線装置の使用時間を記録」というチェック項目に併せて、撮影時間が明らかでない場合の算出方法等も掲載した。

4. 今後の対応

作成したチェックシートを診療施設の開設時や定期的立入検査の際に配布し、診療施設の管理者と一緒に自己チェックを行うこととした。立入時に家畜保健衛生所担当者と一緒に自己チェックをすることで、獣医療法における診療施設管理者の義務等に関する理解が深まるほか、立入検査後にはチェックシートを見返すことで指導内容の再確認や改善策の検討に役立つと考えられる。今後、本チェックシートは家畜保健衛生所のホームページに掲載する等、周知を行っていく予定である。診療施設は獣医師一名体制のところが多く、診療業務で多忙であり立入検査に多くの時間を割くことは難しい場合もある。本チェックシートの活用により、これら診療施設における効率的な立入検査にも期待できる。

表1. 県内飼育動物診療施設における指導事項（令和6年4月～令和7年12月）

	立入件数	指導件数(%)
常に清潔を保つこと	42	1(2.4%)
診療簿の記載事項	42	1(2.4%)
届出の未提出	42	5(11.9%)
劇薬の保管	42	19(45.2%)
向精神薬の保管	42	4(9.5%)
エックス線装置の事故発生時の記録	30	1(3.3%)
エックス線診療室の表示	30	1(3.3%)
放射線障害の発生の恐れのある場所の測定・記録	30	9(30.0%)
エックス線装置の使用時間の記録・保管	30	6(20.0%)
エックス線装置の定期検査の実施・記録保管	30	8(26.7%)
個人被ばく線量の記録・保管	30	6(20.0%)